

横芝光町屋形地区公有地周辺
活用検討パートナー募集要項

令和5年12月

横芝光町企画空港課

目次

1. 活用検討パートナー募集の趣旨	1
2. 検討エリアの概要	2
3. 活用検討パートナーに求める事項	6
4. 提案及び審査に関する事項	7

(様式1) 質問書

(様式2) 参加意向表明書

(様式3) 会社概要

(様式4) 構成員届

(様式5) 業務実績書

1. 活用検討パートナー募集の趣旨

横芝光町は、九十九里浜の中央部にあり、自然や歴史・文化的資源を活かした観光・交流イベントが四季を通じて行われています。国の重要無形民族文化財に指定されている鬼来迎、県下最大級の梅林で行う坂田城跡の梅まつり、九十九里浜の初日の出、海水浴、サーフィン、そして町の中央を流れる栗山川での釣りやカヤックなど、首都圏から観光客が訪れます。

近年、横芝光町周辺では、成田空港の更なる機能強化による第3滑走路の建設や、圏央道の大栄～横芝間の開通見込、銚子連絡道路の横芝光～匝瑳市間の延伸など、大規模な交通インフラの整備が進められています。これらの交通ネットワークが形成されると、今まで以上に人やモノの流れが活性化し、当町でも大きな経済効果を期待しています。

そこで、平成31年3月に策定した「横芝光町土地利用ビジョン」では、町最大の観光資源の九十九里浜がある沿岸部において、横芝海のこどもの国跡地（県有地）や栗山川漁港などは、観光活用ポテンシャルがとても高いことから「こどもの国跡地の有効活用」「既存観光資源の有効活用とニューツーリズム推進」を重点戦略のひとつに定め、観光振興・雇用促進・経済発展に資する土地利用の検討を進めています。

具体的には、空港機能強化を踏まえた「新たな居住者」獲得に向けた調査検討を行い「～海・川・星を感じながら自分らしく過ごすまち～」を目指すべき将来像に掲げ、成田空港第3滑走路の運用が始まる2028年度末までの間に、海・川などを活かしたライフスタイルが体感できるまちづくりを目に見える形で推進したいと考えています。

その推進には、民間開発事業者の持つ豊富な経験や技術的能力の活用が欠かせないことから、「屋形海岸活用高度化プロジェクト」として横芝海のこどもの国跡地を中心とした沿岸部活用の可能性を探るために「横芝光町屋形地区公有地周辺活用検討パートナー（以下、「活用検討パートナー」という。）」の募集を行います。

2. 検討エリアの概要

2-1 横芝海のこどもの国跡地（主たる提案対象）

（1）概要

昭和47年7月に千葉県内で最初にオープンした大型プール施設で、7月中旬から8月末までの約45日間、毎年約6万人前後の遊泳客が訪れていました。（財）千葉県福祉ふれあい財団が管理運営していましたが、平成15年8月の閉園後は千葉県に財産が移され、平成16年度から3ヵ年で管理棟やプール施設の解体撤去が行われ、駐車場の舗装などが残されています。

また、隣接する町有地には国民保養センターが建設されていましたが、平成3年度に解体され現在は更地になっています。

（2）登記簿面積

- ①千葉県所有地：（地番）横芝光町屋形字東雲5343-15・-22、5356-18・-20・-22・-32※
（面積）合計32,358.29㎡（地目）雑種地 ※のみ宅地
- ②横芝光町所有地：（地番）横芝光町屋形字東雲5339-15・-22、5343-20、5356-23
（面積）合計4,315㎡（地目）雑種地

（3）関連法規制

①都市計画法関係

都市計画区域内・区域区分非設定（非線引き）・第二種住居地域

②自然公園関係

県立九十九里自然公園（普通区域）

③埋蔵文化財関係

該当なし

④防災関係

横芝光町防災マップ津波浸水予測図の浸水想定高2m以上

2-2 周辺施設の状況

（1）二級河川栗山川

千葉県内を流れる河川としては第2位の流域面積（284.5km²）を持つ総延長38.8kmの二級河川です。九十九里平野のほぼ中央に位置し、昔は上総国と下総国の国境でもありました。今は横芝光町の中央を緩やかに流れ、両総用水や房総導水路の水源として利根川の水を取水し、町内にある揚水機場から九十九里平野南部の農業用水や水道水、京葉工業地帯の工業用

水や南房総地域の水道水として広域的に供給されています。

河口付近の川幅は約100メートルで親水公園などが整備され、鮭の回帰する南限の川として水質改善が進められてきました。現在も町内上流部では河川改修工事が行われています。

中流部ではアウトドアメーカーのモンベルと連携して、カヤック体験イベントなどが開催されています。

(2) 栗山川漁港

昭和8年に近隣の4村が漁船溜設置組合を設立し現漁港の位置に導流堤を建設したのが始まりで、昭和35年第一種漁港の指定を受け、昭和40年から突堤、物揚場、泊地、道路等各施設の整備に着手しました。その後、昭和50年漁港管理が横芝町から千葉県に移管後、昭和62年港内護岸、導流堤、防潮堤などが完成しました。

航路の浚渫を行いながら沿岸漁業の拠点港として発展してきましたが、現場海域の波や海流の影響により航路埋没が著しく、平成19年頃から浚渫が中止され船の進入ができなくなったことから、それ以降は漁港として利用されなくなりました。

(3) マリンピアくりやまがわ

平成元年から平成9年にかけて海岸浸食や津波対策として海岸部に階段式護岸を整備し、その後背地に地域住民の憩いの場となる栗山川漁港海岸環境整備事業が行われました。約2.1haの土地に、コミュニティ広場、多目的広場、展望の丘、遊歩道、トイレなどが平成8年に完成しました。その際に千葉県と横芝町が締結した管理協定により、美化清掃、除草、簡易補修など町が日常管理を行っています。

隣接する屋形海岸では、夏季観光シーズンに海水浴場を開設し、年間約8,000人の海水浴客が訪れる穴場的な存在です。また一年を通して約3,000人のサーフィン客で賑わっていることから、平成24年に町が海岸の一部を占用し駐車場を整備しました。

(4) 東部排水機場（導水路を含む）

地域の湛水被害を防ぐため、県営湛水防除事業蓮沼Ⅱ期地区として排水路整備と合わせて建設された農業用排水施設で、平成14年度に建屋が完成し平成21年度に排水ポンプが本格稼働しました。受益面積519.2ha、流域面積1,700ha、毎秒18m³の排水能力を持つ常時排水施設で、施設所有者は千葉県、受益のある横芝光町と山武市が共同で管理を行っています。

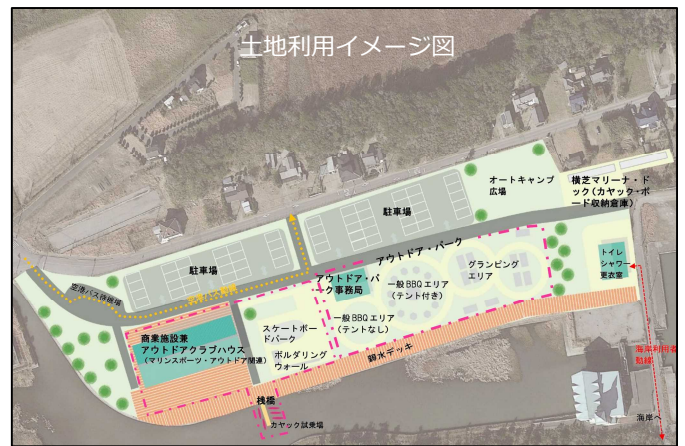
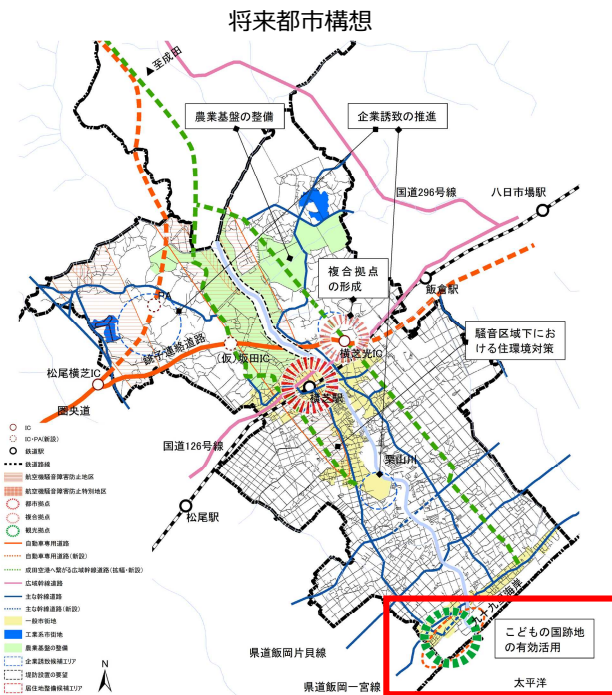
(5) 日本大学横芝セミナーハウス

日本大学が所有するセミナーハウスは、学生のリゾート保養施設として多くの日大生が合宿等で活用していましたが、東日本大震災による津波の影響を受けてから利用が休止されています。セミナー棟、体育館、プール、テニスコートなどが整備されています。

2-3 位置図



2-4 土地利用ビジョンに示した将来都市構想と土地利用のイメージ図



重点戦略③
こどもの国跡地の有効活用
既存観光資源の有効活用とニューツーリズム推進

■拠点（都市の核として都市機能や人口密度の向上を図るエリア）	
都市拠点	横芝駅及びその周辺。本町の顔として、既存の都市機能・都市基盤・公共サービスの維持・充実を図る拠点。
複合拠点	横芝光 IC 及びその周辺。商業・工業や交通結節点としての整備など、複合的な土地利用を検討する拠点。
観光拠点	こどもの国跡地及びその周辺。観光の拠点としての機能強化・拡充を図る拠点。
■エリア（同じ特性・役割を有する連続した土地）	
一般市街地	ゆとりある住環境の形成を図るとともに「持続可能」の観点から人口密度の維持、生活利便性の向上を図るエリア。
工業系市街地	既存の操業環境の維持を図るエリア。

2-5 空港機能強化を踏まえた「新たな居住者」獲得に向けた目指すべき将来像

まちが掲げるコンセプト ～ 海・川・星を感じながら 自分らしく過ごすまち ～

子育て世帯をターゲットとして、ゆとりのある区画、緑化に配慮した宅地を形成

住居と合わせて、住民が交流を図ることができるコミュニティスペースを創出

出典: OD PLUS HP

堤防上の道路(管理用通路)の整備を行い、川沿いのサイクリングロードとして機能強化を促進

出典: 横芝光町

カヤックや釣りの拠点にもなっている親水施設等を中心に賑わいを創出

出典: 横芝光町

多くの人が九十九里浜の魅力を感じられるように、仮設建築などを駆使したカフェなどによる憩いの空間を創出

子どもの国跡地と栗山川漁港等の活用による交流拠点の創出

出典: 青島ビーチパーク HP

出典: ビーチパークリビン HP

出典: 横芝光町土地利用ビジョン

横芝光IC周辺に、商業・製造業・物流業の誘致に加えて、アウトドア向け交流エリアを備える複合拠点を形成

出典: 横芝光町産業導入拠点形成戦略

本格的な田舎暮らしを志向するターゲットを誘引するため、空家の円滑な流通を促進

出典: 横芝光町

単身者や子育て世帯をターゲットとした多世代共生型のまちづくりを促進

出典: 下北線路街 BONUS TRACK

個性的な飲食店や、趣味性の高い住居の集積を図り、定住者、観光客の双方にとって魅力的な海岸エリアを創出

サーファーなどをターゲットとして想定したコワーキングスペースなどを整備し、新たな働き方・暮らし方ができる拠点をめざす

出典: HO WASTAY HP

出典: Marin e&F ar m HP

5

2-6 空港機能強化を踏まえた「新たな居住者」獲得に向けたプロジェクトと目指すべきゴール

- 目指すべき将来像に向け、「まちづくりの方向性」を踏まえた「取組テーマ」のもと、「プロジェクト」とそれぞれの「目指すべきゴール」を具体化
- プロジェクト毎の目指すべきゴールの実現に必要な施策を洗い出し、2024年度末までの3か年アクションプランを作成

まちづくりの方向性と取組テーマ		プロジェクトと2028年度末の目指すべきゴール		主なアクションプラン	
魅力的な居住環境の創出	横芝光町らしい新規宅地の創出	西側新宅地創出プロジェクト	空港関連従業員の間で有力な居住地候補の選択肢としての地位を獲得し、一定の居住がなされている状態	開発事業者の模索(西側/東側新宅地創出)	土地利用の基本構想・各種調査
	既存市街地の高度化/地域資源を活かした特色ある住宅の集積	東側新宅地創出プロジェクト		空家活用の推進に向けた施策展開	カフェ・店舗などの誘致に向けたスキームの検討・一部着手
	魅力ある空家の有効活用	既存市街地価値向上プロジェクト	空家を活用した魅力的な物件や施設が一定程度形成され、サプターゲットを中心とした移住希望者のニーズに応えることができている状態	学童保育時間延長	
子育て世帯に優しく、女性に選ばれるまちづくり	育児負担の軽減	女性に選ばれるまちづくりプロジェクト	空港関連従業員を含む成田空港周辺市町の住民の間で、子育てをしやすい町、女性が輝ける町として認知されている状態	海岸部での魅力的なイベント実施に向けた構想検討・一部着手	
	女性・家族に心地よい居場所の創出	屋形海岸活用高度化プロジェクト	空港関連従業員を含む成田空港周辺市町の住民の間で、屋形海岸が週末などに訪れる場所として認知されている状態	開発事業者の模索(屋形海岸活用高度化)	マリニピア公園の再整備にかかる検討
海・川などを活かした、ライフスタイルが体験できるまちづくり	海や川と緩やかに関わりながら居心地の良い時間を過ごすことができる空間の創出	栗山川活用高度化プロジェクト	空港関連従業員を含む成田空港周辺市町の住民の間で、栗山川が週末などに訪れる場所として認知されている状態	河川沿いサイクリングロード整備に関する計画策定・一部着手	栗山川親水施設のリニューアルの検討・一部着手
	海や川での目的性の強いアクティビティの推進	シティブランド確立プロジェクト	横芝光町民が栗山川を訪れ、「海・川・星のある暮らし」を実践している状態		
After/Withコロナ時代の働き方を実現する就業環境の模索	リモートワーカーのニーズに応え、地域に活力をもたらすワーキングスペースの創出	公共交通高度化プロジェクト	空港関連従業員と横芝光町民の双方に、アクセス手段としてバスが認識・利用されている状態	空港アクセスバスの増便、コミュニティバス・デマンドタクシーの最適化	
他自治体と差別化されたシティブランドの確立	統一的・中長期的なプロモーション体制等の構築			プロモーション専門家の公募・採用	
	効率的かつ効果的なプロモーションの実行			プロモーション戦略の検討・実行	サプターゲットに対する空港関連業務の紹介を通じた移住への働きかけ
公共交通による空港アクセス向上の模索	持続可能な空港アクセスの検討				

6

3. 活用検討パートナーに求める事項

3-1 業務内容

活用検討パートナーには、以下のような検討業務の支援を求めますが、具体的に取り組む内容は話し合いにより決定します。

また、以下の事項に関わらず追加の提案事項があれば提案して下さい。

- ① 横芝海のこどもの国跡地を含めた公有地周辺の活用に関する事。
- ② 横芝海のこどもの国跡地を含めた公有地周辺施設との連携に関する事。
- ③ 事業スケジュールに関する事。
- ④ 土地所有者及び施設管理者の合意形成支援（資料提供や打合せへの出席等）に関する事。
- ⑤ 海・川などを活かしたライフスタイルが体感できるまちづくりに関する事。
- ⑥ その他、事業推進に必要な事項に関する事。

3-2 検討期間

活用検討パートナーとして役割を完了した日（年数未定）、または別途協議のうえ合意した日までとします。

ただし、提携期間中、どちらかが合理的理由をもって提携解除を申し出た場合は、双方協議のうえ、解除できるものとします。

3-3 費用負担

提案等に係る業務に要する費用は、原則、活用検討パートナーで負担できる範囲とします。

4. 提案及び審査に関する事項

4-1 活用検討パートナーの選定方法

選定方法は公募によるプロポーザル方式とし、提案書の内容について提案者によるプレゼンテーションを踏まえて審査し、優先交渉権者を決定します。

4-2 募集スケジュール

募集から選定までのスケジュールは以下のとおりです。

項目	日程
募集開始（募集要項の公表） 町ホームページ、業界新聞に掲載	令和5年12月20日（水）
質疑の受付	令和5年12月20日（水）9時から 令和6年1月15日（月）17時まで
質疑への回答	令和6年1月19日（金）
参加意向表明書の受付	令和6年1月25日（木）9時から 令和6年1月31日（水）17時まで
参加資格の確認・結果の通知	令和6年2月7日（水）
企画提案書の受付	令和6年2月14日（水）9時から 令和6年2月20日（火）17時まで
プレゼンテーション審査	令和6年2月26日（月）時間未定
優先交渉権者の決定・結果通知	令和6年3月上旬（予定）
覚書の締結	令和6年3月中旬（予定）

※スケジュールは応募状況により変更することがあります。

4-3 応募者の体制及び資格要件

(1) 応募者の体制

- ① 応募することができるのは、3-1に示す業務内容の履行が可能な単体企業、又は複数の企業で構成するグループ（以下「共同企業体」という。）とすること。
- ② 単体企業で応募する場合は、(2) 応募者の資格要件を全て満たすこと。
- ③ 共同企業体（以下共同企業体を構成する企業を「構成員」、その代表となる企業を「代表企業」という。）で応募する場合は、次の要件を満たすこと。
 - a 構成員は、(2) 応募者の資格要件の①基本条件を全て満たすこと。
 - b 構成員は、(2) 応募者の資格要件の②特記条件を全て満たす必要はないが、共同企業体として、当該条件を全て満たすこと。
 - c 応募の手続きは、代表企業が行うこと。

- d 構成員は、単体企業で応募すること・他の共同企業体に所属することはできない。
- ④ 応募後若しくは活用検討パートナー決定後において、必要に応じて、共同企業体の構成員の変更若しくは単体企業から共同企業体への変更は認めます。ただし、構成員を追加若しくは変更する場合は、資格要件を満たすものとし、事前に町の承認を得る必要があります。

(2) 応募者の資格要件

応募者の要件は以下のとおりとし、資格要件の基準日は令和5年12月20日（水）とします。

① 基本要件

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- b 横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく、指名停止措置を受けていないものであること。
- c 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの開始の申立てがされた場合は、更生計画の認可がなされているものであること。
- d 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがされた場合は、再生計画の認可の決定がなされているものであること。
- e 横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加の除外を受けていないものであること。

② 特記要件

- a 区域面積5ヘクタール以上の観光集客施設の開発または取得実績を有するものであること。ただし、現在も運営されている施設に限る。
- b 区域面積1ヘクタール以上の海辺のリゾート施設の開発または取得実績を有するものであること。ただし、aと重複しない施設で、現在も運営されている施設に限る。

4-4 応募手続き

(1) 募集要項の公表

- ① 日程：令和5年12月20日（水）から町ホームページよりダウンロードしてください。
- ② URL：<https://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>

(2) 質疑及び回答

- ① 受付期間：令和5年12月20日（水）9時～令和6年1月15日（月）17時
- ② 本募集に関する質問等は、質問書【様式1】を事務局に電子メールで提出し、電話にて着信を確認してください。電話または口頭による質疑は受け付けしません。
- ③ 提出先電子メールアドレス：kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp

- ④ すべての質問と回答を取りまとめ令和6年1月19日（金）に町ホームページで公表します。

（3）参加意向表明書の受付

① 受付期間：令和6年1月25日（木）9時から1月31日（水）17時まで

② 提出方法

参加意向を表明する応募者（共同企業体の場合は代表企業）は、提出書類一式を事務局まで持参又は郵送してください。

③ 提出書類

a 参加意向表明書【様式2】

b 会社概要【様式3】（以下の書類を各1部添付してください。共同企業体は全構成員分）

- ・定款
- ・会社、法人の登記事項証明書（交付から3ヶ月以内のもの）
- ・会社概要書（会社案内、パンフレット等）
- ・直近事業年度分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、余剰金処分計算書など）
- ・宅地建物取引業免許の写し（取得している場合のみ）

c 構成員届【様式4】（共同企業体で参加する場合のみ）

d 業務実績書【様式5】

（4）参加資格の確認結果

参加資格の確認結果は、令和6年2月7日（水）までに参加意向表明書に記載された所在地（共同企業体の場合は代表企業）宛に文書にて通知するとともに、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。

4-5 企画提案の内容及び審査

（1）企画提案書の受付

① 提出書類

- a 提案書はA4版（縦横・製本方法は自由、カラー可、両面印刷）表紙と目次を除いて20ページ以内とします。A3版を使用する場合は片袖折とし、その場合はA4版2ページと換算してください。
- b 本文中の文字のサイズは11ポイント以上とし、図表に用いる文字は判読可能な範囲とします。イラスト、イメージ図、写真等を様式中に使用することは差支えありません。
- c 見やすい位置にページを付して下さい。
- d 提出部数は15部とします。併せて、提案書の電子データ（PDF形式）をCDまたはDVDに記録して提出して下さい。

e 提出された提案書及び電子データは返却しません。

② 受付期間

令和6年2月14日（水）9時から令和6年2月20日（火）17時【必着】

なお、提出後の修正、差し換え又は再提出は認めません。

③ 提出方法

下記の事務局に持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合は、受付期間内に必着とし、配達記録が残る書留等で郵送して下さい。

事務局：横芝光町企画空港課企業誘致班 住 所：〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地 TEL：0479-84-1279

④ 費用負担

提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は、全て参加者の負担とします。

⑤ 提案の辞退

参加意向表明書の提出以降、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提案書の提出締切日までに持参または郵送（必着）にて提出して下さい。

(2) 提案を求める事項

今回の活用検討パートナーの募集は、民間事業者が開発事業者として横芝海のこどもの国跡地周辺に参入する際の条件整理、民間事業者の持つ豊富な経験と技術的能力を基に評価した横芝海のこどもの国跡地周辺エリアの可能性及び問題点やその解決策、空港機能強化を踏まえた「新たな居住者」獲得に向けた検討の視点を取り入れた具体的な土地活用イメージ、横芝海のこどもの国跡地周辺施設等との連携施策を提案して下さい。なお、提案にあたり、周辺施設所有者との事前協議は求めませんが、実現可能な提案を行ってください。

(3) 提案審査及びプレゼンテーション

① プレゼンテーション

提出された提案書の内容について、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの日程や会場等の詳細は別途通知します。

② 提案審査

プレゼンテーションの内容を踏まえて提案内容を、下記の評価項目及び評価基準に基づき審査し、優先交渉権者を決定します。ただし、評価得点が総得点の1/2に満たない場合は、優先交渉権者を特定しないこととします。

(4) 審査項目

事業提案書の評価基準および配点は次のとおりとします。

評価項目		評価基準	配点	
過去の実績		区域面積 5 ヘクタール以上の観光集客施設の開発または取得実績を有しているか	10	20
		区域面積 1 ヘクタール以上の海辺のリゾート施設の開発または取得実績を有しているか	10	
提案事項	参入条件整理	参入する際の条件整理ができているか	10	70
	こどもの国跡地周辺エリアの理解度	こどもの国跡地周辺エリアの可能性を理解しているか	10	
		こどもの国跡地周辺エリアの問題点やその解決策が検討されているか	10	
	土地利用に対する提案	実現可能な企画が提案されているか	10	
		集客ビジョンがあり見込が妥当か	10	
		空港機能強化を踏まえた「新たな居住者」獲得に向けた検討の視点を取り入れた土地利用イメージが提案されているか	10	
		周辺施設等との連携が提案されているか	10	
企画提案書及びプレゼンテーション		企画提案書の見やすさ、分かりやすさ	5	10
		提案に熱意と説得力があるか、質疑の対応は適切か	5	
合 計			100	

(5) 審査結果の通知

審査結果については、後日、全ての参加企業（共同企業体の場合は代表企業）に対し、参加意向表明書に記載された所在地（共同企業体の場合は代表企業）宛に文書にて通知するとともに、参加意向表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知します。なお、審査結果の公開、異議及び申立ては受け付けません。

(6) 優先交渉権者決定後の予定

- ① 優先交渉権者へのヒアリング

優先交渉権者に対し、ヒアリングを行うことを予定しています。ヒアリングの詳細は、優先交渉権者決定後に通知します。

② 活用検討パートナーの決定と覚書の締結

活用検討パートナーと町で取り交わす覚書の内容は、提案書の記載内容を基本に、町と優先交渉権者で協議し、覚書（案）を決定します。

覚書（案）の協議が整った後、活用検討パートナーの決定と覚書の締結を行います。

ただし、相当期間の経過をもって活用検討の見込みが整わない場合、協議のうえ覚書を解約することができます。その際、活用検討パートナーは町に対し損害が生じないよう配慮するものとします。

(7) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は失格とします。

- ① 提出方法、受付期間に適合しない場合。
- ② 応募要件を満たさない者から提出された場合。
- ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑤ その他、法令違反等の公序良俗に反する行為があった場合。

(様式1)

令和 年 月 日

質 問 書

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

番号	該当箇所	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

※枠が不足する場合は適宜記入欄を追加してください。

(様式2)

令和 年 月 日

横芝光町長 佐藤 晴彦 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

参加意向表明書

横芝光町屋形地区公有地周辺活用検討パートナーの募集について、下記のとおり参加することを表明します。

記

1. 添付資料

様式2：参加意向表明書（本書）

様式3：会社概要

様式4：構成員届（共同企業体で参加する場合のみ）

様式5：業務実績書

2. 担当者連絡先

所属

氏名

電話番号

E-mail

(様式3)

会 社 概 要

法人名称	
所在地	
設立年月日	
代表者名	
ホームページ アドレス	
主な業務内容	
資本金	
売上高	
従業員数	
その他 特記事項	

※共同企業体で取り組む場合は、全社分の会社概要を提出してください。

(様式4)

構 成 員 届

代表企業	(担当業務)
法人名称	
所在地	
代表者	印
担当者	(所属) (所在地) (電話) (メール)

構成員	(担当業務)
法人名称	
所在地	
代表者	印
担当者	(所属) (所在地) (電話) (メール)

構成員	(担当業務)
法人名称	
所在地	
代表者	印
担当者	(所属) (所在地) (電話) (メール)

※構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。

(様式5)

業 務 実 績 書

会社名 (代表企業)

No.	開発名称	実績を有する 企業名	所在地	面積(ha)	竣工	事業内容
例	〇〇リゾート開発	(株)〇〇	〇〇県〇〇市	〇〇ha	令和〇年〇月	開発事業の概要を記載する
開発 1						
2						
海辺 1						
2						

- ※1 区域面積5ヘクタール以上の観光集客施設の開発または取得実績を最大2件まで記載してください。
- ※2 区域面積1ヘクタール以上の海辺のリゾート施設の開発または取得実績を最大2件まで記載してください。
- ※3 共同企業体の構成員の実績も含めて記載できます。
- ※4 記載内容が確認できる施設の概要書やパンフレットなど(任意様式)を添付してください。